一般社団法人日本温泉科学会代議員選挙規程

平成 29 年 6 月 10 日制定

(総 則)

- 第1条 本規程は一般社団法人日本温泉科学会定款第14条第2項に基づく代議員の選挙について 定める.
- 第2条 本規程による選挙の実施に関する事項は、この規程によるほか、本会代議員選挙規程細 則の定めるところによる.

(選挙管理委員会)

- 第3条 選挙管理委員会は、代議員選挙を実施し、それらの結果を当選者および事務局に報告する.
- 第4条 選挙管理委員会は、理事会の議決を経て会長から委嘱される通常会員3名の委員をもって構成する. ただし、役員は委員になることができない.

(代議員の定員と資格)

- 第5条 代議員の定員は30名とする.
- 第6条 代議員の選挙権は通常会員および学生会員が有するものとする.
- 第7条 代議員の被選挙権は通常会員が有するものとする.

(代議員選挙)

- 第8条 代議員選挙の投票は30名連記とし,通常会員および学生会員の無記名投票によって行う.
- 第9条 代議員の選挙の開票は選挙管理委員会が行い,有効投票の多数を得たものから順次定数 に達するまで選び当選者とする.得票数が同じ場合は年長者を当選者とする.

(代議員の欠員)

第10条 代議員に欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げる. 得票数が同じ場合は年長者を優先する. 繰り上げにより選任された代議員の任期は前任者の残存任期とする.

(規程の変更)

第11条 本規程の変更は、理事会の議を経て、社員総会の決議による.

付 則

本規程は、平成29年4月5日に遡って施行する.